二　第七項に規定する単体資本バッファー比率を指標とする区分

自己資本の充実の状況に係る区分	命令
資本バッファー非対象区分	単体資本バッファー比率が最低単体資本バッファー比率以上である場合	
資本バッファー第一区分	単体資本バッファー比率が最低単体資本バッファー比率の四分の三の比率以上最低単体資本バッファー比率未満である場合	外部流出制限計画（外部流出額の制限に係る内容（調整税引後利益の六十パーセントの額から、その事業年度において既に支出した外部流出額を控除した額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）を制限する内容をいう。）を含む単体資本バッファー比率を回復するための合理的と認められる計画（以下「外部流出制限計画」という。）の提出の求め及びその実行の命令
資本バッファー第二区分	単体資本バッファー比率が最低単体資本バッファー比率の二分の一の比率以上最低単体資本バッファー比率の四分の三の比率未満である場合	外部流出制限計画（外部流出額の制限に係る内容（調整税引後利益の四十パーセントの額から、その事業年度において既に支出した外部流出額を控除した額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）を制限する内容をいう。）を含む単体資本バッファー比率を回復するための合理的と認められる計画（以下「外部流出制限計画」という。）の提出の求め及びその実行の命令
資本バッファー第三区分	単体資本バッファー比率が最低単体資本バッファー比率の四分の一の比率以上最低単体資本バッファー比率の二分の一の比率未満である場合	外部流出制限計画（外部流出額の制限に係る内容（調整税引後利益の二十パーセントの額から、その事業年度において既に支出した外部流出額を控除した額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）を制限する内容をいう。）を含む単体資本バッファー比率を回復するための合理的と認められる計画（以下「外部流出制限計画」という。）の提出の求め及びその実行の命令
資本バッファー第四区分	単体資本バッファー比率が最低単体資本バッファー比率の四分の一の比率未満である場合	外部流出制限計画（外部流出額を零に制限する内容を含む単体資本バッファー比率を回復するための合理的と認められる改善計画をいう。）の提出及びその実行の命令

第三条第二項中「第二十六条第二項に規定する」を「第二十六条第二項の」に、「この項」を「この条」に改め、「、次条」の下に「及び第五条」を、「、次の」の下に「各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる」を、「とおり」の下に「（第二号に掲げる区分にあっては、次項に規定する海外拠点を有する信用金庫連合会及びその子会社等の自己資本の充実の状況に係る区分に係るものに限る。）」を加え、同項の表を削り、同項に次の各号を加える。

一　第十一項に規定する連結自己資本比率を指標とする区分

自己資本の充実の状況に係る区分		命令
非対象区分	信用金庫及びその子会社等又は海外拠点を有しない信用金庫連合会及びその子会社等	
第一区分	国内基準に係る連結自己資本比率二パーセント以上四パーセント未満	国際統一基準に係る連結自己資本比率のうち次のイからハまでに掲げる比率の区分に応じ、当該イからハまでに定める範囲 イ　連結普通出資等Tier1比率四・五パーセント以上 ロ　連結Tier1比率六パーセント以上 ハ　連結総自己資本比率八パーセント以上	経営の健全性を確保するための合理的と認められる改善計画（原則として自己資本の充実に係る措置を含むものとする。）の提出の求め及びその実行の命令
	国内基準に係る連結自己資本比率四パーセント以上	国際統一基準に係る連結自己資本比率のうち次のイからハまでに掲げる比率の区分に応じ、当該イからハまでに定める範囲 イ　連結普通出資等Tier1比率四・五パーセント以上五・二パーセント未満 ロ　連結Tier1比率六パーセント以上八パーセント未満 ハ　連結総自己資本比率八パーセント以上	